

## 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 団 体 一般社団法人こまつ観光物産ネットワーク  
所管課 国際文化交流部観光交流課
- 2 選定理由  
一般社団法人こまつ観光物産ネットワークは、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 27 年度に実施している。
- 3 監査の種別 財政援助団体等監査
- 4 監査実施日 令和 6 年 10 月 30 日
- 5 監査実施場所 監査委員室
- 6 監査の範囲 令和 5 年度補助金にかかる出納並びにその他の事務事業の執行状況
- 7 監査の実施体制 監査委員 西村 一伸  
監査委員 表 靖二

### 8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が補助金に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は監査委員室において、一般社団法人こまつ観光物産ネットワーク関係職員並びに所管課である国際文化交流部長ほか観光交流課職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

### 9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- (6) 補助金等交付団体に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

## 10 監査の結果

補助金にかかる出納その他の事務の執行は、次のとおり改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にあたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

### (1) 改善要望

<観光交流課、一般社団法人こまつ観光物産ネットワーク>

一般社団法人こまつ観光物産ネットワークは、小松市とは独立した組織として存在しているものであるが、市の観光物産の振興を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的に公益に資する取組を積極的に行う団体として、市と密接な連携を図りながら各種事業を展開している。

そのため、各種事業の実施に際しては、所管する観光交流課とともに、事業の必要性や費用対効果を十分吟味した上で事業計画を立案し実行に移すとともに、その成果を客観的に把握するため、事業目的に応じた評価指標を設けるなどにより、継続的な改善につなげるPDCAサイクルを適切に運用させることが重要である。この点、前回監査において求めたものであるが、今回の監査においても外部委託事業の運用に一部課題がみられ改善の余地がある。

このため、より効果的な事業推進のために、事業の選定及び計画段階においては、具体的な数値や目標を掲げ、それに基づいて実行するとともに、その効果を検証し課題を丁寧に分析することについて改めて留意されたい。また、所管課においても、交付する補助金がより有益なものとして活用されるよう、事業の実施状況や経費の使途を明確にし適切な運用に努められたい。